

令和7年1月 発行
燕市吉田地区地域包括支援センター
〒959-0242 燕市吉田大保町 25 番 15 号
☎ 0256-94-7676

通信 第23号

第1回 薬剤師と介護支援専門員の情報交換会

令和6年12月4日に吉田地区や近隣にある調剤薬局の薬剤師と吉田地区の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の情報交換会を開催しました。この会は、令和5年度の地域ケア会議より『吉田地区で高齢者やその家族と関わる薬剤師と介護支援専門員の相互の理解を深め、顔の見える関係づくりの1歩として、情報共有や意見交換を行うことで今後の高齢者支援における連携強化を図る』ことを目的としています。当日はたくさんの貴重なご意見を頂戴することができました。ご協力ありがとうございました。以下、会議の概要をご報告いたします。



【出席団体】(順不同・敬称略)

《調剤薬局》

アイン薬局吉田店、さくら薬局燕吉田店、東町調剤薬局、共創未来吉田南薬局、共創未来吉田北薬局、リーフ薬局

《居宅介護支援事業所・小規模多機能センター》

ケアマネつばめ、エバークリーン、吉田愛宕の園、ツクイ吉田宮小路、ラビット花はな、ケアサポートひまわりの園、あさひ、長善のさと
《吉田地区地域包括支援センター》



1. 専門分野の理解

薬剤師



薬学の専門家として、病院や薬局などで薬の調合や服薬指導、管理などを行う。最も代表的な仕事は「調剤」であり、医師が出した処方を確認して正確に薬を調合する。また、処方された薬の副作用や、併用薬との相互作用などについて、患者の体質やアレルギー歴などと照らし合わせ、問題なく服用できるかを確認する。個々の患者に合わせて、薬の効果や服用方法をわかりやすく説明する「服薬指導」も重要である。

病院では、医薬品の在庫管理・記録を行うほか、病院と密接に連携し、患者の体調変化を評価して薬の量の変更を医師に提案したり、薬剤師外来で副作用管理のための服薬指導なども行う。



病院や薬局以外では、製薬会社の社員として新しい薬の開発や実験を担当したり、薬の製造工程を管理したり、医療機関に自社製品の学術情報などを提供するMR（医薬情報担当者）とよばれる仕事に従事したり、国や都道府県の職員として、薬事関係の許認可や監視指導、食品や飲料水の検査・分析業務などを行う人もいる。

薬剤師法では薬剤師の任務は、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保する」とされている。なお、近年では「かかりつけ薬剤師」が普及しており、個人の薬の重複や飲み合わせ、処方内容の確認や薬に関する相談業務など患者の安全性や薬剤の有効性の向上につながる取組を行っている。



介護支援専門員

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険法に位置づけられた職種であり、介護保険の根幹である、「ケアマネジメント」を担う専門職です。

介護保険法の中では、「要介護者または要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識および技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの」と定義されています。

もう少しわかりやすく言えば、介護認定を受け、介護保険サービス等を利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、在宅や施設での適切なサービスが受けられるように、ケアプラン（介護サービス計画）を立案したり、関係機関との連絡調整を行うことが主な業務となります。



【一般社団法人日本介護支援専門員協会 <https://www.jcma.or.jp/?p=21659> より引用】

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方々が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに安心して生活していけるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために市町村が設置している機関です。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、それぞれの専門性を生かし、相互に連携・協働しながら、チームとして以下の業務を行なっています。

①総合相談支援

高齢者やその家族等から、介護保険のほか保健・福祉・医療、その他生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報提供を行ったり適切な機関をご紹介します。

②介護予防ケアマネジメント

要介護（支援）認定で要支援 1・2 と認定された方や、介護保険サービスを利用するほどではないけれど日常生活に少し支援が必要な方（事業対象者）に対して、「自立支援」を基本としたその方の状態に合ったサービスを効果的に利用するための計画作成やサービス調整等を行っています。

③高齢者の虐待防止と権利擁護事業

高齢者の権利や安全を守るために、虐待の防止・早期発見、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度を利用するための手続きの支援等を行っています。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者に必要なサービスや支援が円滑に行われるように、支援者である介護支援専門員からの相談に対して指導助言を行います。また、日ごろから多職種・多機関との顔の見える関係（ネットワーク）を築きスムーズに連携できるようにするほか、多種多様な地域の資源を把握し高齢者を支えるための体制整備を行います。

【新潟県 HP ・ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1280692857676.html> より抜粋】

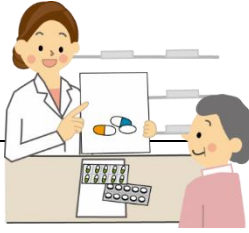


2. グループワークによる意見交換

- ①日々の業務の中で「くすり」に関する困りごとや課題に感じていること（課題共有）
 ②解決するためにできる具体策（アイディア出し）や助言 など



困りごとや課題 など	理 由	解決のためのアイディアや助言 など
<ul style="list-style-type: none"> ●薬の数が増えて管理ができていない ●ご本人が薬の内容を利用されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理(居宅療養や訪問介護など)を提案するも納得してもらえない ○誰の助言だと入りやすいか不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ◆薬剤師→ケアマネに状況を知らせてもらってよい。ケアマネがついているかわからない時もある。その時は包括に連絡するとわかることもある。
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症初期の診断を受けたが高齢世帯で薬を管理できないことから医師から薬の処方を受けられない。 (ケアマネとしては薬の飲み忘れも時にはあるかも?と思うが現時点では忘れずに飲むことができる状況であると認識している場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院近くの薬局では居宅療養管理指導の対応が不可だったり、対応してもらえても週1回の支援では服用忘れがあるかもしれない ○別に住む家族も状況は把握しているが、別居のため、決断できない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症の薬は早期服用が良い。ひとまず、居宅療養管理指導を利用し、週1回の確認から始めることで、医師にも理解してもらえると良い。
<ul style="list-style-type: none"> ●本人が薬を拒否し、受診も拒否している それについて家族も困っている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネも新規ケースで担当し始めたばかりで関係性もこれからどのようなアプローチが効果的か検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ◆お嫁さんなど言葉が入りやすい方の協力を得られるように要相談していく。
<ul style="list-style-type: none"> ●本人・家族が薬を取りに行けない時どうしたらよいか 相談先は病院か、薬局か迷う 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナに罹り、取りに行けない場合など困ったことがあった 	<ul style="list-style-type: none"> ◆処方箋を出してもらえるようにまずは医師に相談 薬局は届けたり、郵送はできる
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症で薬をきちんと飲めず、朝はHHが入っているが夕薬を支援する術がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬カレンダーでは管理できない ○介護保険サービスでは限度額の問題もある 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主治医に相談し、朝だけにしてもらう等 処方の変更してよいか相談するとよい。薬によっては3回を1回にできるものもある。 ※ケアマネ:「いつ飲んでもいい」と指示があると助かる
<ul style="list-style-type: none"> ●期限切れの塗り薬やシートの薬はいつまで使えるか 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問時、聞かれたことがあった 	<ul style="list-style-type: none"> ◆未開封のシートは1年くらいは使用できる。期限切れ、開封済みは使用しないでほしい ◆薬局に問い合わせるとよい。
<ul style="list-style-type: none"> ●漢方薬が飲みにくい場合、飲みやすくする方法はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネが訪問した時、漢方が飲みにくく、飲みやすい方法を教えてほしいと言われ、スマホで調べた 	<ul style="list-style-type: none"> ◆薬局に相談してほしい。 ◆高齢者の人がちゃんと薬が飲めていないことを医師に伝えていないことがあるので伝えるとよい。
<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ感染等で本人・家族が薬を取りに行けない時、相談先は病院か薬局か迷う 	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ感染等で本人が動けず受診が行けない場合、薬が切れた利用者に対してCMが行くことになる ○新型コロナに罹り取りに行けない場合など困ったことがあった 	<ul style="list-style-type: none"> ◆CM、薬剤師が処方箋を出してもらるように医師に相談。 ◆緊急時、薬局は届けることもある。着払い郵送可。 ◆居宅管理指導登録していれば問題ない。 ◆薬局によって対応は違う。 ◆対応には個別性は必要。(緊急時は仕方ない)
<ul style="list-style-type: none"> ●薬がなくなると電話が来る ●訪問したら薬が飲めていなかった ※認知症の可能性あり、介護サービスに繋がったこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の可能性 ○薬の管理不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1週間分余裕をもってもらうこともある。4週間(28日分)ごとの受診の場合、1ヶ月分(30日分)処方してもらうケースもある。冬など天候にも配慮することもある。
<ul style="list-style-type: none"> ●薬飲み忘れ 残薬の確認ができず真実が分からない 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に「飲んでいますか」と聞いても「飲んでる」と答える 	<ul style="list-style-type: none"> ◆医師に相談し一包化や、日に1回服用など提案することもある。その際は訪問介護の導入も重要。 ◆薬マシンを検討してはどうか。 ◆服用の回数を減らす。 ◆ケアマネと薬局が連携、医師にも働きかける。 ◆ケアマネがいない場合、薬飲めていない人や認知症の可能性ある方については、薬局から包括へ連絡してもよいか同意取れると良い。
<ul style="list-style-type: none"> ●複数の診療科にかかっている場合は、同じタイミングで飲む薬であっても、別々に処方されてしまうため、利用者が混乱してしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ○一包化できると良いが、医師が自分の所の薬は自分の所でまとめて処方すると言われたことがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆処方日数の違いがあっても、1つの薬局ですべて預かり、一番短い薬に合わせて一包化することはできる。 ◆可能な限り1か所の薬局で管理できると良いので処方箋は、できるだけ同じ薬局に持っていく。

困りごとや課題 など	理 由	解決のための助言やアイデア など
●認知症の方は飲み忘れや重複して服用してしまうことがある	○家族がお薬カレンダーにセットしてもカレンダーをいじったり、捨ててしまう	◆服薬支援ロボット等の活用。 ◆見守りカメラ(子供用・ペット用など)を使用し、本人へ声掛けを行なう。
●居宅療養管理指導をやっている所ややっていない所がある	○1か所の医療機関しか掛かっていない方だったため、隣接する薬局へ相談したかったが対応不可と言われた	◆隣接していない薬局でも、居宅療養管理指導を行っている薬局へ相談する。 ◆院内処方の場合には対応が難しいが、かかりつけ薬剤師を活用する。
●薬不足と言われているが薬が出せないことがあるのかどうか(咳止め等)	○実際に不足している ○定期利用の人の分は確保できていない (薬局で薬の数が決まっている)	◆風邪薬は市販薬でも良い。(市販薬は不足なし) ◆抗生剤服用が必要であれば再度受診が必要。 ◆安易に咳止めを服用するのは良くない。(医師も処方しない)
●薬局からCMに対して情報提供や確認をすることはあるのか		◆問題がある時(例えば、鍵がかかっている中に入れない、家の中で汗をかいていて熱中症が心配されるときなど)、はCMに連絡を入れることはある。 ◆薬の管理が出来ない場合、連絡をもらって良い。 ◆居宅管理指導をすると良い。
●点眼薬を適切に自分で管理出来ない人(すぐに使い切ってしまう)がどうしたら管理出来るようになるか		◆点眼補助具と言うものがあるが、セットが難しい。 ◆緑内障の点眼はしっかり行わなければならない。



3. まとめ



情報交換会を通して、日々の業務で感じている「くすりに関する困りごとや疑問」「支援が必要な高齢者の相談先やケアマネの関わり」など、共有し解決に向けた情報交換ができました。

高齢者が住み慣れた地域で元気に生き活きとした生活を送るために、地域包括ケアシステムの重要性が増す中、薬剤師とケアマネジャーは、在宅医療や在宅生活を支える上で欠かせない存在です。それぞれの専門性を活かし、密な連携を図ることで、地域包括ケアシステムの発展に貢献できると思います。

吉田地区では、今後もこのような情報交換会を定期的に行い、高齢者やその家族の支援のための連携強化を図っていきたく思います。今後ともよろしくお願いたします。

4. 次回の開催について

今回は、年2回の開催を計画しています。詳細は来年度確定次第、ご案内いたします。よろしくお願いいたします。

①新年度顔合わせ・情報交換会	R7.6月頃
----------------	--------

